



団体同士も つながりひろがる

2/8 つながりひろがる地域づくり事業成果発表

市は2月8日、つながりひろがる地域づくり事業の成果発表交流会を豊科ふれあいホールで開催しました。

協働と交流をはぐくむ市民団体の活動を補助するこの事業。本年は2年目となり、62団体が参加しています。この日は、約260人が会場を訪れるなか、12団体のステージ発表と18団体のパネル展示を行われました。

また今年も、発表会の後に団体同士が交流する時間が設けられました。参加者は、活動団体から提供された試食品を口にしながら、運営上の工夫や事例などの情報をざっくばらんに話し合っていました。

市長は「子育ての支援、地域の伝統文化の研究などさまざまなテーマがあるが、皆さんの取り組みが地域のまとまりと広がりを生み出し、次世代にもつながるものと確信しています」と活動への期待を述べました。



手作り企画で 商店街に活気

2/8～ 穂高 あめ市&スプーンアート

あめ市&スプーンアート（主催：穂高地区活性化総合プロジェクト）が2月8日から28日まで、国道147号旧道などで開かれました。

このイベントは、穂高あめ市実行委員会と既存商店街活性化プロジェクトが合同で取り組んだもので、初めての企画が数多く行われました。2月8日には、あめ市会場でお餅の振る舞いやシンセサイザーのコンサート、スプーンアート会場で周辺20店舗に設置したアートを回るラリーとクイズなどが行われました。

また期間中は、週末ごとにチョコレート作り、餅つき大会、ぬかくどご飯の振る舞いなど、手作りのイベントも盛りだくさんでした。これらは、地元住民の皆さんが主体的に企画したもので、商店街を拠点に、住民同士が交流を深めていました。

世界に一つの マイはしづくり

2/28 あずみ野環境塾「体感！パネル展」

市と市環境基本計画推進会議は2月28日、あずみ野環境塾「体感！パネル展」を豊科公民館で開催しました。この催しは、昨年度策定された「市環境基本計画」を実行に移すため、市民一人ひとりが環境に対する意識を高めていくことをねらいとしています。この日は、あずみ野環境塾を構成している21団体が参加。活動の成果を発表するパネル展示を始め、ダンボールを活用した堆肥づくりの展示説明や、ひまわりの搾油体験などたくさんの催しに、会場は大いに盛りあがりました。ひのきの間伐材を削ってマイはしづくりに挑戦した柴田陸歩くん（5・穂高有明）は、「工作が好きで、お父さんとたまにしている」と話し、最後まであきらめずにはしを完成させました。



に画地計算を行い、利用状況に応じた補正を行い評価します。
○農地や山林周辺にあり、これらに近い利用状況にあるその他の雑種地・池沼・原野は農地・山林に比準します。
◇ 今回の評価方法の統一は、合併後の市として、評価の均衡化・適正化・公平化を図るため、旧町村ごとの評価基準の統一を図るものです。
評価方法の統一により、評価額が上昇する場合がありますが、地目が変わらなければ地方税法の定めによる負担調整措置があるため、評価額が大きく上昇しても、課税標準額はなだらかに上昇します。
統一を行うことで、一部の皆さまには税額が上がる場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

家屋の評価替え

家屋の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、原則として再建築価格（※3）を基準として評価する方法が採用されています。固定資産評価基準は、3年ごとに建築資材、物価等の動向を調査し改正されます。平成21年度の評価替えの方法としては、前年度の再建築費評価点数に再建築費評価点補正率（木造1・03、非木造1・04）を乗じて、再建築費評価点数を求めることになりました。

なお、新しい評価額は増築等がない限り3年間同じになります。

評価額の算出

- ①前基準年度（平成18年度）に適用した、固定資産評価基準により求めた再建築費評価点数に再建築費評価点補正率を乗じたものが、平成21年度の再建築費評価点数になります。
- ②この再建築費評価点数に経年減点補正率（※4）、および、

建築物価の変動割合等を利用することにより、その家屋の評価額を求めます。

- ③右記で算出された評価額が前年度の価額を超える場合には、決定価額は引き上げられることなく、原則として前年度の価額に据え置かれます。

用語解説

- （※3）再建築価格
評価の時点において、評価の対象となった家屋と同一のものをその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費です。
- （※4）経年減点補正率
家屋は通常、年数の経過とともに

お知らせ

納税通知書を発送します

平成21年度の固定資産税納税通知者は4月中旬ごろに郵送する予定です。固定資産の評価額などを記載した課税明細書を同封しますので、内容の確認をお願いします。また、平成21年度から固定資産税をコンビニで納めることができます。これに伴い、納付書が変わりますのでご注意ください。納期限は下記のとおりです。

第1期	4月30日（木）
第2期	7月31日（金）
第3期	12月25日（金）
第4期	平成22年3月1日（月）

豊科総合支所内総務部資産税課
TEL72・3111 FAX72・8340

調査を随時進めます

税負担の公平の観点から今後、土地地目調査と家屋特定調査を随時進める予定です。

もに価値が減少すると考えられます。年数の経過した家屋では、再建築価格をそのままにせず、一定の減少率を乗じて算出します。これを経年減点補正率といいます。この率は、家屋の構造・用途・種類等によって異なり、最も減価したときは再建築価格の20%までとされています。